

長野市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市文化財保護条例（昭和51年長野市条例第74号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定書)

第2条 条例第4条第6項（条例第26条第2項において準用する場合を含む。）に規定する指定書は、長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財）指定書（様式第1号）によるものとする。

(管理責任者の選任等の届出)

第3条 条例第6条第3項（条例第30条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、長野市指定史跡、長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）管理責任者選任（解任）届出書（様式第2号）によりしなければならない。

(所有者等の変更等の届出)

第4条 条例第7条第1項（条例第30条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、長野市指定史跡、長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）所有者（占有者）変更届出書（様式第3号）によりしなければならない。

第5条 条例第7条第2項（条例第30条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、長野市指定史跡、長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）所有者（占有者、管理責任者）氏名（名称、住所）変更届出書（様式第4号）によりしなければならない。

(滅失、毀損等の届出)

第6条 条例第8条（条例第30条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、長野市指定史跡、長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）滅失（毀損、亡失、盗難）届出書（様式第5号）によりしなければならない。

(所在の場所の変更の届出)

第7条 条例第9条（条例第30条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財）所在場所変更届出書（様式第6号）によりしなければ

ばならない。

2 条例第9条ただし書（条例第30条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

(1) 届出を要しないもの 第4条又は第5条の規定による変更届が提出されている場合、修理のため一時的に所在の場所を変更する場合又は公開のため一時的に所在の場所を変更する場合

(2) 所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りるもの 非常災害のため緊急措置として所在の場所を変更した場合

（現状変更等の許可の申請）

第8条 条例第14条第1項（条例第35条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けようとする者は、長野市指定有形文化財（長野市指定史跡、長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）現状変更等許可申請書（様式第7号）により申請しなければならない。

（現状変更等の届出）

第9条 条例第28条第1項の規定による届出は、長野市指定有形民俗文化財現状変更等届出書（様式第8号）によりしなければならない。

（修理の届出）

第10条 条例第15条第1項（条例第30条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、長野市指定史跡、長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）修理（復旧）届出書（様式第9号）によりなければならない。

（公開の承認の申請）

第11条 条例第17条第7項（条例第30条において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けようとする者は、長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財）公開承認申請書（様式第10号）により申請しなければならない。

（認定書の交付）

第12条 条例第20条第2項の規定による認定又は同条第3項（条例第36条第3項において準用する場合を含む。）の規定による追加認定をしたときは、長野市指定無形文化財（長野市選定保存技術）保持者（保持団体、保存団体）認定書（様式第11号）を交付するものとする。

（保持者の氏名変更等の届出）

第13条 条例第22条（条例第38条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 保持者若しくは保持団体（保存団体）が氏名、名称、代表者若しくは住所を変更し、又は

構成員に異動を生じたとき 長野市指定無形文化財（長野市選定保存技術）保持者（保持団体、保存団体）氏名等変更届出書（様式第12号）

- (2) 保持者が死亡し、又は保持団体（保存団体）が解散したとき 長野市指定無形文化財（長野市選定保存技術）保持者（保持団体、保存団体）死亡（解散）届出書（様式第13号）
（標識等の設置基準）

第14条 条例第33条に規定する基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 標識 石、金属、コンクリート、木材その他堅固な材料をもって設置することとし、次に掲げる事項を表示すること。

ア 長野市指定史跡、長野市指定名勝又は長野市指定天然記念物の別及び名称

イ 長野市の文字（所有者の名称又は氏名を併せて表示することができる。）

ウ 指定年月日

エ 建設年月日

- (2) 説明板 次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載すること。

ア 長野市指定史跡、長野市指定名勝又は長野市指定天然記念物の別及び名称

イ 指定年月日

ウ 指定の理由

エ 説明事項

オ 保存上注意すべき事項

カ その他参考となる事項

キ 指定に係る地域を示す図面（地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要のない場合を除く。）

- (3) 境界標 次に定める基準

ア 石、コンクリートその他堅固な材料をもって設置すること。

イ 13センチメートル角の4角柱とし、地表からの高さは30センチメートル以上とすること。

ウ 上面には指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には記念物境界の文字及び長野市の文字を表示すること。

- (4) 囲いさくその他の施設 なるべく堅固な材料をもって設置すること。

2 前項各号に掲げる施設の設置に当たっては、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため、必要な程度において環境に調和するようにするものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第15条 条例第34条の規定による届出は、長野市指定史跡（長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）土地の所在等異動届出書（様式第14号）によるものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に行政機構改革等に伴う長野市教育委員会関係規則の整備に関する規則（令和6年長野市教育委員会規則第2号）第4条の規定による廃止前の長野市文化財保護条例施行規則（昭和52年長野市教育委員会規則第1号。以下「旧規則」という。）第2条の規定により交付されている長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財）指定書は、第2条の長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財）指定書とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第12条の規定により交付されている長野市指定無形文化財（長野市選定保存技術）保持者（保持団体、保存団体）認定書は、第12条の長野市指定無形文化財（長野市選定保存技術）保持者（保持団体、保存団体）認定書とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則第14条に規定する基準を満たしている長野市指定史跡、長野市指定名勝又は長野市指定天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い柵その他の施設（以下この項において「施設」という。）は、第14条に規定する基準を満たしている施設とみなす。

5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき存する用紙は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。

長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財）指定書

名 称
員 数
特記事項

長野市文化財保護条例の規定により 年長野市告示第 号をもって長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財）に指定しました。

年 月 日

長野市長



（裏）

所 有 者	所有者の住所	所在の場所	備 考

所 有 者	所有者の住所	所在の場所	変更年月日	長野市長 確 認 印

注

- 1 指定が解除になったときは、この指定書を返してください。
- 2 次の場合は、この指定書を添えて、長野市長に届け出てください。
 - (1) 所有者に変更があったとき。
 - (2) 所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - (3) 所在の場所を変更したとき。
 - (4) 現状変更により記載内容と相違したとき。
- 3 この指定書は、汚損等をしないように大切に保管してください。

様式第2号（第3条関係）

長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、長野市指定史跡、
長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）管理責任者選任（解任）届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所
氏名

年 告示第 号をもって指定された長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、長野市指定史跡、長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）の管理責任者を選任（解任）したので、長野市文化財保護条例の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 管理責任者の住所、氏名又は名称

生年月日 職業

- 3 選任（解任）の年月日
- 4 選任（解任）の理由
- 5 その他参考となるべき事項

様式第3号（第4条関係）

長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、長野市指定史跡、
長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）所有者（占有者）変更届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所
氏名

年 告示第 号をもって指定された長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、長野市指定史跡、長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）の所有者（占有者）に変更があったので、長野市文化財保護条例の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 所在の場所（所在の場所を変更した場合は、変更前の所在の場所を併記すること。）
- 3 旧所有者（旧占有者）の住所、氏名又は名称
- 4 変更の理由
- 5 変更の年月日
- 6 その他参考となるべき事項

添付書類

- 1 指定書（長野市指定有形文化財又は長野市指定有形民俗文化財に係る場合に限る。）
- 2 所有権（占有権）の移転を証する書類

様式第4号（第5条関係）

長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、
長野市指定史跡、長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）
所有者（占有者、管理責任者）氏名（名称、住所）変更届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所
氏名

年 告示第 号をもって指定された長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、長野市指定史跡、長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）所有者（占有者、管理責任者）の氏名（名称、住所）を変更したので、長野市文化財保護条例の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 所在の場所（所在の場所を変更した場合は、変更前の所在の場所を併記すること。）
- 3 変更前の氏名（名称、住所）
- 4 変更後の氏名（名称、住所）
- 5 変更年月日
- 6 その他参考となるべき事項

添付書類 指定書（長野市指定有形文化財又は長野市指定有形民俗文化財に係る場合に限る。）

様式第5号（第6条関係）

長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、長野市指定史跡、
長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）滅失（毀損、亡失、盗難）届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所
氏名

年 告示第 号をもって指定された長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、長野市指定史跡、長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）が滅失（毀損、亡失、盗難）したので、長野市文化財保護条例の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 滅失等の事実が生じた日時及び場所
- 3 滅失等の状況及び原因
- 4 滅失等の事実を知った日時及びその後の処置
- 5 その他参考となるべき事項

添付書類 状況を示す写真及び見取図

様式第6号（第7条関係）

長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財）所在場所変更届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所
氏名

年 告示第 号をもって指定された長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財）の所在の場所を変更しますので、長野市文化財保護条例の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 文化財の名称及び員数

2 所在の場所（変更前）

（変更後）

3 変更予定（変更）年月日

4 変更の理由

5 所有者等の意見（届出者が管理責任者の場合に限る。）

添付書類

- 1 指定書
- 2 変更しようとする場所の位置図

様式第7号（第8条関係）

長野市指定有形文化財（長野市指定史跡、長野市指定名勝、
長野市指定天然記念物）現状変更等許可申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所
氏名

年 告示第 号をもって指定された長野市指定有形文化財（長野市指定史跡、長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）に係る現状の変更（保存に影響を及ぼす行為）について、長野市文化財保護条例の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 現状変更等の内容及び実施の方法
- 3 現状変更等の着手及び終了の予定年月日
- 4 その他参考となるべき事項

添付書類

- 1 現状変更等の設計仕様書、設計図、見取図及び現状変更等に係る部分のキャビネ判の写真
- 2 現状変更等を必要とする理由を証明するに足る資料があるときは、その資料
- 3 所有者又は占有者の承諾書
- 4 管理責任者がある場合は、管理責任者の意見書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所
氏名

年 告示第 号をもって指定された長野市指定有形民俗文化財について、現状の変更（保存に影響を及ぼす行為）をするので、長野市文化財保護条例の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 現状変更等の内容及び実施方法
- 3 現状変更等の着手及び終了の予定年月日
- 4 その他参考となるべき事項

添付書類

- 1 現状変更等の設計仕様書、設計図、見取図及び現状変更等に係る部分のキャビネ判の写真
- 2 現状変更等を必要とする理由を証明するに足る資料があるときは、その資料
- 3 所有者又は占有者の承諾書
- 4 管理責任者がある場合は、管理者の意見書

様式第9号（第10条関係）

長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、長野市指定史跡、
長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）修理（復旧）届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所
氏名

年 告示第 号をもって指定された長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財、長野市指定史跡、長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）を修理（復旧）するので、長野市文化財保護条例の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 修理（復旧）を必要とする理由
- 3 修理（復旧）の内容及び方法
- 4 修理（復旧）の施行者の住所、氏名又は名称
- 5 修理（復旧）の着手及び終了の予定年月日
- 6 その他参考となるべき事項

添付書類

- 1 設計仕様書、設計図、見取図及び修理（復旧）に係る部分のキャビネ判の写真
- 2 管理責任者又は占有者がいる場合は、その者の意見書

様式第10号（第11条関係）

長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財）公開承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所

氏名

年 告示第 号をもって指定された長野市指定有形文化財（長野市指定有形民俗文化財）の公開について、長野市文化財保護条例の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 公開する文化財の名称及び員数
- 2 公開の場所及びその施設の内容
- 3 公開の年月日（期間）
- 4 荷造り及び輸送の方法
- 5 公開の期間中における管理方法
- 6 その他参考となるべき事項

添付書類

- 1 公開を行おうとする場所の見取図
- 2 所有者及び占有者の承諾書
- 3 管理責任者がある場合は、管理責任者の意見書

長野市指定無形文化財（長野市選定保存技術）
保持者（保持団体、保存団体）認定書

氏 名

（芸名、雅号等）

長野市文化財保護条例の規定により
長野市指定無形文化財（長野市選定保存技術）
保持者（保持団体、保存団体）として認定しました。

年長野市告示第 号をもって長野
市の保持者（保持団体、保存団

年 月 日

長野市長



（裏）

認定の要件

現 住 所

生 年 月 日

（保持団体、保存団体の構成員）

注 次の場合は、長野市長に届け出てください。

- 1 氏名、名称、代表者若しくは住所を変更し、又は構成員に異動を生じたとき。
- 2 死亡し、又は解散したとき。

様式第12号（第13条関係）

長野市指定無形文化財（長野市選定保存技術）
保持者（保持団体、保存団体）氏名等変更届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所
氏名

年 告示第 号をもって認定された長野市指定無形文化財（長野市選定保存技術）の保持者（保持団体、保存団体）の氏名（名称、代表者、住所、構成員）を変更（異動）したので、長野市文化財保護条例の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 指定無形文化財（選定保存技術）の名称
- 2 変更（異動）の内容

新

旧

- 3 変更（異動）年月日
- 4 その他参考となるべき事項

添付書類 認定書

様式第13号（第13条関係）

長野市指定無形文化財（長野市選定保存技術）
保持者（保持団体、保存団体）死亡（解散）届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

相続人（代表者であった者）

住所

氏名

年 告示第 号をもって認定された長野市指定無形文化財（長野市選定保存技術）の保持者（保持団体、保存団体）が死亡（解散）したので、長野市文化財保護条例の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 無形文化財（選定保存技術）の名称
- 2 保持者（保持団体、保存団体）の住所、氏名又は名称
- 3 死亡（解散）年月日
- 4 死亡（解散）の原因
- 5 その他参考となるべき事項

様式第14号（第15条関係）

長野市指定史跡（長野市指定名勝、
長野市指定天然記念物）土地の所在等異動届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住所

氏名

年 告示第 号をもって指定された長野市指定史跡
（長野市指定名勝、長野市指定天然記念物）の所在（地番、地目、地積）について
異動したので、長野市文化財保護条例の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 文化財の名称及び員数

2 異動の内容

新

旧

3 異動年月日

4 異動の理由

5 その他参考となるべき事項

添付書類 異動が確認できる書類